

## 青森地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日時 平成16年11月24日午後1時30分から3時30分まで

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（括弧書きは、「地」は地裁委員、「家」は家裁委員、「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。）

池田俊介（家），杉山祐子（地家），室町規公人（地），石岡隆司（地），  
沼田徹（家），石崎功二（地家），金山薫（地家），河野泰義（地），吉田  
純一郎（家）（敬称略）

(2) 事務担当者

（地裁）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課課  
長補佐

（家裁）首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課  
長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 意見交換テーマ

ア 裁判手続の利用を促進するための方策について

イ 裁判員制度について

ウ 意見交換内容（◎裁判所外委員、○裁判所内委員、△事務担当者）

ア 裁判手続の利用を促進するための方策について

説明事項

各種手続の利用状況について，民事関係の説明を地方裁判所の民事首席書記官が，家事関係の説明を家庭裁判所首席書記官が説明

◎ 平成15年のデータということのようだが、大体毎年このような傾向と  
思っ  
てよいのか。

△ これらの傾向は普遍的なものではなく、経済状況の変化などで逐一変わる  
ものである。

○ 青森の民事事件の特徴は、訴訟事件はほぼ横ばいのところ、破産事件と簡裁  
の特定調停事件は急増していることである。これらの事件は、全国平均から見  
ても利用率がかなり高くなっていて、ここ数年で急増している。破産、特定調  
停とも全国的に増加している中、青森は全国平均をはるかに上回る形で増加し  
ている。全国統計を見ると、破産、特定調停は、昨年の秋をピークにして少し  
減り始めた段階にあり、青森管内全体も、本年度はやや落ち着いた傾向がある  
が、全国平均から見ると利用率がかなり高いという状況である。

△ 執行事件も経済状況を反映する事件であるが、青森の担保権実行による競売  
申立事件と強制競売申立事件を合わせた不動産執行事件の総数は、平成13年  
度が903件、同14年度が961件、同15年度が963件と若干増えては  
いるが、大きな変動はない。ただし、人口1万人当たりの事件数からすると、  
青森の利用率は高い。

△ 青森家庭裁判所における申立件数も同じく増加傾向にあり、平成15年度の  
申立件数が過去最高となっている。

青森家庭裁判所に申し立てられる事件の中で最も多いのが、子の氏変更申立  
事件で、平成15年度の家事事件の総新受件数が8554件であるが、このう  
ち子の氏変更申立事件が3213件と全体の38%を占めている。なお、同事  
件は、平成13年度が約2800件、同14年度が約2900件、同15年度  
が3200件と前年より増加しており、これは、離婚率の増加とリンクしてい  
るのではないかと思われる。

2番目に多く申し立てられる事件が、相続放棄申述事件で、平成15年度の  
新受件数が2084件であり、同年度の家事事件の総新受件数の24%を占め

ている。なお、同事件は、平成13年度が1298件、同14年度が1796件、同15年度が2084件と前年より増加しており、これは、経済不況の関係から債権者から第2、第3順位の相続人まで請求がいくため、第2、第3順位の相続人からの申立てが増えているのではないかとと思われる。

3番目に多く申し立てられる事件が、夫婦関係調整事件で、平成15年度の新受件数が775件であり、前年度と比べて14%増加している。なお、同事件は、平成13年度が658件、同14年度が680件、同15年度が775件と一貫して増加傾向にある。

- 統計上から伺える青森の裁判所の特徴をまとめると、次の4つになろうかと思われる。

第1の特徴は、訴訟事件の利用率が全国の半分程度であり、訴訟事件が低迷状態にあるということ。

第2の特徴は、破産、特定調停、不動産執行事件など債務を整理する型の事件の利用率が全国平均に比べるとかなり高いということ。

第3の特徴は、家事調停、審判事件の利用率がいずれも全国平均と比べて高い。

第4の特徴は、少額訴訟制度などやや新しい制度の利用状況が必ずしも高くない。

色々分析の仕方があるかと思うが、以上の4つの特徴について、その原因なり、利用を高めるための方策について、ご意見をいただきたい。

#### 第1の特徴について

- ◎ 東北全体の訴訟事件の平均値を見ると6.89であり、仙台の平均値は8.7である。訴訟事件は地域別に見ても東北が一番低い。東京では26.9となっており、経済活動が活発な所の方が需要が大きいから、東京、大阪など大都市の方が訴訟が多いのは当然である。ただし、九州全域の平均値を見ると12.35となっており、東北の6.89と比べて全体的に見ても倍位になっている。

九州は、失業率や生活保護受給者数が一番高いが、訴訟も多い。東北は、失業率や生活保護受給者数がそこそこ高いが訴訟は少ないという状況になっている。この点をどのように解釈するのか。ただし、青森では弁護士が少ないため司法アクセスに障害があるので訴訟が少ないという一面も確かに一部あるが、それだけでそんなに差が出るとは思われない。

破産事件が増えたことにより貸金訴訟事件が減ることが、どのように関連するかという点については、債務について多少争いがあっても、破産してしまえばそちらに吸収されてしまうのが多いのではないか。

経済的な傾向としては、北海道、東北は訴訟事件が少ない、九州、関西は訴訟事件が多いということが言える。

- ◎ 私の感じでは、権利としては、訴訟をやれば勝てるだろうと言ったところで、取れないものは費用倒れになるので、やめておこうということになる。景気とか融資の話もあったが、そういうこともあると思う。判決だけ取っておこうという考え方よりも、やっても無駄なものはやめておこうという考え方で、取り目があるものだけをやる。破産、相続放棄ということになれば訴訟をやった意味がなくなり、結局費用倒れになる。
- 紛争の実態があるけれども、勝訴しても経済的利得を回復できない事案が多すぎるといふことか。
- 破産事件が増えれば訴訟事件を経る必要がなくなるので、訴訟事件が減るといふことは一般的にある。地裁の訴訟事件は、一定数必ず銀行から代位弁済した関連の会社なりの事件がある。青森でも同様の事件が一定数あり、一般市民が弁護士をお願いして地裁でやるような訴訟事件は少ない。債権者側が債務名義を取るために訴訟をやるという事件が、青森では訴訟事件全体に占める割合が高い。経済活動が活発な地域だとそのような事件が占める割合がもう少し低いと思われる。本当に個人が自分の権利を実現するためにやっている事件が占める割合は低い。

- ◎ 青森の刑事事件の特徴としては、身近な者同士の紛争が多い。一通り仲介に入り相談にのってくれる人がいても解決できないときは傷害事件になる。人間関係のトラブルが原因となっている事件が多いと感じている。
- ◎ 青森の特徴としては、経済活動が活発ではない。景気の悪さとかを考えると、費用倒れになるかもしれないが、一般的には訴訟とかの方法を見いだすしかない。一般論でいうのは難しいのではないかと思う。
- 訴訟事件の利用率が低いという点についてであるが、訴訟事件は年々和解が成立しにくくなってきているように感じている。土地柄にもよると思うが、訴えを提起した段階からそもそも無理だという事件、大体判決で終わるような事件が増えてきているように感じている。

また、地方という視点から見ると、権利意識というか、裁判に持ち込んでまで確執するということは憚られる、そういう意味では裁判所がもっと身近にならなければならないという観点になってくるが、権利意識の低い地方では裁判が起こしにくいという感じがする。

米子と比べて、青森の方が和解のできる事件の件数が少ない。青森の方が人口の規模が大きいけれども、米子よりも訴訟事件の件数が少ない。
- ◎ 鳥取は弁護士の数が少ないが、訴訟事件の利用率が9.57と非常に高い。島根は6.3である。これは土地柄とかが関係しているのではないかとと思われる。
- 山陰と山陽では産業も違うし、人間の性格もかなり違う。米子は割合と商業圏で大阪的なところがあり、大阪から弁護士も来ている。鳥取は農業が中心の地域である。
- ◎ 県民所得では、青森、沖縄が下の方で争っている。仙台を含めての数字は経済状況を反映しているのではないかとと思われる。
- ◎ 農村部とかで調査している感じからすると、一つは裁判所との距離がかなり遠いということがある。裁判所に持ち込むということは、勝つか負けるか、あ

るいは、袂を分かつというようなところまでの遠さがある。もう一つは、社会関係の作り方で、関東、近畿、関西と大分違っている。交渉する文化があまり発達していないかなという印象を持っている。

- 昔の農村部だと、もめ事があれば年寄りたちがある程度仲裁するというのが昔の農村ではないかと思うが、青森はそのようなシステムはあまり残っていないという感じなのか。
- ◎ かなり強力に作用しているところはあるが、その中で交渉し合っていくというところがなかなかない。コミュニティの有力な方が調整に入ると、こっちに付くかあっちに付くかみたいな話になる。昨今の私たちの印象では、それは何かコミュニティが変化したことによるのか、それとも何かもともとそういうような素地があっただけのことなのかということについてはよく分からないが、その点は西の方でやってきたのと印象が違う。
- 弁護士委員の方は、そういう方たちとの折衝というのが結構あるのではないかとと思われるが、印象は如何か。
- ◎ 交渉を重ねて何か一定の到達点に達するというのは、それなりのスキルとして相手の努力とか何かがあって成り立つと思われる。それが何となく解決点がでてくる。どうやってそれが出てきたのか意識していない。濃密な共同体があったわけなので、相手を訴えたりするのは、非常な決意というか、思い切りが必要なのではないかという気がする。
- ◎ 自分を主張するのが苦手というか、そのようなトレーニングができていない。ある意味でどこかで我慢している。それがどこかで爆発する。自分の主張、要望を基に相手と交渉するのが上手くないのではないか。
- 五所川原では、青森と比べて弁護士の就いている事件が少ない。裁判所に持ち込まれた段階でかなりもめていて、ややこしくなっている。
- ◎ 裁判所の利用率が高まる方が良いのであろうか。
- 少なくとも世界の中の統計から申し上げると、日本の民事訴訟事件が極端に

少ない。それが、社会の調整役がいて、適正な解決が図られているのであれば問題は無いが、法律上の救済が図られていないケースが多いのであれば、社会的な問題ではなかろうか。それで、法曹人口も少し増やしていくという動きになっている。

- ◎ 民事訴訟が沖縄で多いのは、弁護士が多いからではないか。
- 青森県は日弁連の肝煎りでひまわり法律事務所が五所川原と十和田の2か所に設置されている。現時点では民事訴訟の事件数に変化はない。ただ、今まで当事者訴訟であったのが、代理人が就く事件が増えていることは間違いない。地元の弁護士に頼むという意味で、受任率は上がってきていると思うが、訴訟の事件数自体にはストレートに反映されていない。逆に言うと青森県の弁護士の数は必要最小限で確保されているのではないか。
- ◎ 五所川原支部は大変忙しい裁判所である。通常の訴訟事件というよりは、債務整理事件が大半を占めている。そういう観点からすると青森県には弁護士が少ない。債務整理事件というのは、弁護士が法律的な意味を見いださないと全く受任しない。

## 第2, 3の特徴について

- 債務整理事件が非常に多いというのは客観的な事実だが、これは貸金業者が活躍しているということが影響しているのであろうか。県内の業者に限らず、支店も何もない東京あたりの貸金業者がお金を貸して、債務者が特定調停の申立てをしたり、破産するケースが結構ある。
- ◎ 特定調停の債権者には県内の業者も結構いる。
- 特定調停の債権者のほとんどがサラ金業者で、債務者1人につき債権者の数が7から10社の間である。
- 破産、特定調停事件の利用率が全国的に見ても東北が高いと言われているが、基本的には経済活動が上向きになると事件数が減少する。全国的には昨年がピークのようなので、今年は当庁でも大分減少するのではないかと見ている。

- 家事事件の利用率が全国平均より高いのは、相続放棄などの事件が増加しているからである。相続放棄の理由は、本来は相続人を1人に集中するための場合もあるが、多くは債務超過なので借金を引き受けないためにするもので、そのために相続放棄が増加している。

成年後見事件の利用率が全国平均と比べて低いのですが、傾向としては増加している。平成12年に成年後見制度が導入されたが、平成12年と平成15年の申立件数を比べると、青森県だけで4倍位に増えている。しかし、全国平均と比べると、まだ利用率が低いので、まだ改善する余地があれば工夫していきたいと考えているので、ご意見を伺いたい。

- ◎ 裁判所の利用率のデータを見ると、成年後見事件について山形の裁判所だけが突出しているようだが、山形だけで何か特別な取り組みをしているとか、この事件の申立てがなされるような背景でもあるのか。

- 考えられるのは、福祉施設が個々の相談に応じたことがあるのかどうかという点である。

- 青森では今年からそのような傾向があり、弘前、八戸では施設全体でまとめて20から30件位を申立てするようになっている。このような施設がらみの申立てを除くと成年後見事件はそれほど多くはない。

家事事件の利用率が高いのは離婚率と連動しているのかどうか。DV事件も現在の所管は民事になっているが、ある意味では家事事件の亜流の事件なので、これも含めると家事関係の事件が多い。家裁の利用頻度からいうと、全国平均と比べると割と利用されているという評価になるかと思われる。具体的なデータは手元にないが、協議離婚率との兼ね合いになると思われる。協議離婚率が高いと離婚率が高くても裁判所が利用されることはない。青森の裁判所では、調停離婚も含めた裁判離婚率が割と高いというデータがでてい

- ◎ 青森県は昔から離婚率が高いということだが、家庭裁判所で扱う事件も全国平均を上回る傾向であったと思ってよいか。

- 古いデータは手元にないが、ここ数年はそのような傾向にある。
- ◎ 青森県の離婚率が高いのは、しょっぱいものが好きだからというのがかなり昔からの話である。
- 第4の特徴である新しい制度の利用状況が必ずしも高くないという点については、時間の関係で次回に持ち越すこととしたい。

#### イ 裁判員制度について

##### 説明事項

刑事首席書記官が裁判員制度について説明

- ◎ 学生又は生徒は、申出をして裁判所から認められれば辞退することができる  
とあるが、学生又は生徒であるということだけで辞退できるのか。
- そうである。公判手続については説明していなかったが、最初、裁判員候補者の方に裁判所まで来ていただき、一種のアンケートのようなものを書いていただくことになる。その中に辞退事由のある方はそれを書いていただくと、裁判官がそれを確認し、それではあなたは結構ですという形になる。
- ◎ 認められなければ辞退することができないのか。
- もちろんそうである。ただ、学業優先ということで辞退事由の1つとして書いてある。
- ◎ 裁判員制度を実施する地域は、青森地裁管内では本庁だけなのか、それとも弘前、八戸の各支部でも実施するのか。
- まだ、法曹三者の間で協議が整っていないので、仮定のことになるが、青森地方裁判所の規模からすると3つに分けるということは中々難しそうである。
- ◎ 連日開廷だとその間宿泊施設に宿泊しなければならないのか。
- 帰ると翌日お出でになれなくなる。青森地方裁判所で裁判員制度が始まると、市内の他1, 2時間で帰れる範囲の方は夕方帰られることになるけれども、地方になると終電、終バスの早いところがあるので、かなりの方がホテルにお泊まりになるかと思われる。

また、遠隔地の方をすべて免除することになると、中心部の県民だけから裁判員候補者が選ばれることになるので、問題があるのではないかとと思われる。

ただ、拘束される日数が短い事件でも、判決宣言を入れると最低2日はかかるのではないだろうか。前泊、後泊を合わせると、短期間の事件でも遠隔地の方は1週間くらいは自宅を離れてホテルに泊まっていただくことになるかと思われる。そうすると仕事のある方はもちろんであるが、家庭の主婦も1週間くらい家を空けるのは厳しいのではないか。

- ◎ 子供を持っている人はかなり難しい。子供や家族の面倒をどうするか、義務だと宣伝しても個人的に払う犠牲がかなり大きい。その辺のところを考慮した制度を組み合わせるといことは現在検討しているのか。
- いわゆる欠格事由と障害事由が決まっているくらいで他に特段決まっていることはない。裁判員に選任された方が最初は出席したが、次からは欠席されたりすると法廷が開けない。一番の問題は裁判員に選任された方の出頭確保である。法曹三者の間でもできるだけ裁判を圧縮し、かつ、分かりやすい裁判にするというところでは合意がなされているが、具体的にどういう立証をするかなどはこれからになる。
- ◎ 検察庁内部で裁判員制度についての検討を重ねており、外部に対しては裁判員制度を知ってもらうよう広報活動をしている。
- ◎ 私が知っている範囲では、育児休暇制度はあるがあまり利用されていない。裁判員制度も辞退事由があっても辞退されない方もあると負担がかなり違ってしまう。そうすると制度の本来の趣旨とかなり違ってくるという気がする。

また、将来的には、こういうことが権利であり、義務であるということ当たり前に思えるように、お金を借りるということについてもそうであるが、小中高ぐらいから親しめるような体制ができればよいと考える。
- 公教育の必要性については審議会でも議論されており、文部科学省の方でも検討されているようである。現時点で、我々としては、法律家が学校に呼ばれ

て行って、そこで講演をするということが裁判所としてできることなので、この段階からとりあえず始めてみるという状況である。日本の学校ではあまり法律のことについては教えてくれない。借金をすると大変だということは子供のうちから教えるべきことだと思う。

裁判員制度に対する国民の負担感という点については、検察官の公訴提起の適否を管理する検察審査会制度が戦後発足し、これが同じような仕組みで審査員の方を選任しているが、選任された方は、裁判所から呼び出しがくるまでこの制度について知らなかったという人がほとんどである。意外と出席率が高く、ご経験された方は、やって良かったという人もかなりいる。ただ、出席率には地域差があって中心部は割と出席率が高い。青森の裁判所では、検審局長が色々審査員の方に働きかけをし、出席していただいて定足数を確保している。かなり地域によって格差があるようである。

この裁判員制度については、色々具体的な段取りが固まった段階で随時、委員の方の意見をお伺いしたいと思うので、本日は、このような制度が5年後にできるという説明だけで終わらせていただきたい。

(4) 次回期日 平成17年6月下旬から7月上旬

(5) 閉会